

宮城県の養豚業者について、原発事故により堆肥の出荷先から取引の停止を余儀なくされたことに伴う堆肥の一時保管費用、堆肥の自社処理を実施したことによる電気代増加分、新規堆肥処理施設の設置工事費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 申立人と被申立人は、本件に関し、以下の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

(1) 堆肥の一時保管に要した費用

（期間 平成23年8月1日乃至同年10月31日）

(2) 堆肥処理費用（期間 平成23年8月1日乃至同年10月31日）

(3) 電気代増加分（期間 平成23年8月1日乃至同年10月31日）

(4) 新規堆肥処理施設設置工事費用

(5) 本件の和解仲介手続に係る弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金1948万1764円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1) 堆肥の一時保管に要した費用 金33万4764円

(2) 堆肥処理費用 金61万7000円

(3) 電気代増加分 金36万円

(4) 新規堆肥処理施設設置工事費用 金1760万円

(5) 本件の和解仲介手続に係る弁護士費用 金57万円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解

決センターに交付する。

平成25年11月7日

(仲介委員 山本卓也)